

2月24日 開会

2月24日 閉会

平成29年2月

富山県後期高齢者医療広域連合議会 定例会

会 議 録

富山県後期高齢者医療広域連合議会

平成 29 年 2 月 富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 29 年 2 月 24 日 (金曜日)

議 事 日 程

平成 29 年 2 月 24 日 (金) 午前 10 時 50 分 開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第 1 号から議案第 6 号
(提案理由の説明、質疑・討論・採決)
- 議案第 1 号 平成 29 年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 29 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 3 号 富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 4 号 富山県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画策定の件
- 議案第 5 号 平成 28 年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 6 号 平成 28 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 6 議案第 7 号
(提案理由の説明、質疑・討論・採決)
- 議案第 7 号 富山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期決定の件
日程第4 副議長の選挙
日程第5 議案第1号から議案第6号まで
日程第6 議案第7号

出席議員 (22人)

1番	伊東幸一	2番	村田芳朗
3番	堀内康男	4番	桜井森夫
5番	吉田修	7番	竹内美津子
8番	前辻秋男	9番	村椿晃
10番	上田昌孝	11番	田中幹夫
12番	今本雅祥	13番	才川昌一
14番	夏野元志	15番	夏野修
16番	古越邦男	17番	稲垣修
18番	中川加津代	19番	山沼茂敏
21番	中川行孝	22番	柞山数男
23番	山下勇	24番	嶋田茂

欠席議員 (2人)

6番	笹原靖直	20番	笹木豊一
----	------	-----	------

説明のため出席した者

広域連合長	高橋正樹
副広域連合長	舟橋貴之
会計管理者	西川良久
事務局長	柴田和宏
総務課長	山元幸彦
事業課長	荒谷祥樹
事業課給付係長	野崎幸美
事業課資格管理係長	柴田美紀
事業課賦課係長	田知花伸一

職務のため出席した事務局職員

総務課長補佐	田原雅之
総務課総務係長	吉田健一
総務課主事	園田雅樹

議事の経過

—————◇ ◇ ◇—————
開 会

午前10時50分 開会

○ 議長（堀内 康男君）

それではただいまから、平成29年2月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

—————◇ ◇ ◇—————
開 議

午前10時50分 開議

○ 議長（堀内 康男君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

—————◇ ◇ ◇—————
諸 般 の 報 告

○ 議長（堀内 康男君）

この際、諸般の報告を行います。

平成28年9月29日、富山市選出の丸山 治久君から一身上の都合により広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、同日にこれを許可しております。丸山 治久君は副議長でありましたので、現在、副議

長は空席となっています。また、11月29日には、射水市選出の津田 信人君、11月30日には、高岡市選出の本田 利麻君からも同様の願い出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。また、南砺市選出の川邊 邦明君におかれましては、11月27日に任期を満了されております。最後に、砺波市選出の夏野 修君は11月27日に任期を満了しましたが、12月20日に再選出されております。同様に、南砺市選出の田中 幹夫君は、11月27日に任期を満了しましたが、11月29日に再選出されております。

— ◆ ◆ ◆ —
新議員の議席の指定

○ 議長（堀内 康男君）

それでは、日程第1 新議員の議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

富山市選出の吉田 修君の議席は5番に、射水市選出の竹内 美津子君の議席は7番に、南砺市選出の才川 昌一君の議席は13番に、高岡市選出の中川 加津代君の議席は18番に、それぞれ指定いたします。

— ◆ ◆ ◆ —
会議録署名議員の指名

○ 議長（堀内 康男君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において

9番 村椿 晃君、17番 稲垣 修君、以上の両君を指名いたします。

—◇ ◇ ◇—
会 期 決 定 の 件

○ 議長（堀内 康男君）

日程第3 会期決定の件を議題といたします。
今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

—◇ ◇ ◇—
副 議 長 の 選 挙

○ 議長（堀内 康男君）

日程第4 富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に
よりたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、柞山 数男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、柞山 数男君を富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、柞山 数男君が富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました、柞山 数男君が議場におられますので会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

富山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました、柞山 数男君から、ごあいさつがございます。

副議長あいさつ

（副議長 柞山 数男君 登壇）

○ 副議長（柞山 数男君）

只今は、副議長にご推挙いただきました、柞山でございます。心より感謝申し上げます。微力ではございますが、議員各位のお力添えを賜りながら、広域連合議会の公正、公平な運営に努めて参りたいと考えております。

皆様方の一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

—◇ ◇ ◇—
議案第1号から議案第6号

○ 議長（堀内 康男君）

次に、日程第5 議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

—◇ ◇ ◇—
提案理由の説明・質疑ほか

○ 議長（堀内 康男君）

広域連合長高橋正樹君より、提案理由の説明を求めます。

（広域連合長 高橋 正樹君 登壇）

○ 広域連合長（高橋 正樹君）

提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第1号 平成29年度一般会計予算につきましては、広域連合の運営に要する経費を計上いたしております。歳出予算では、事務局職員人件費1億2,557万円などを見込んでいるものであります。その財源となります歳入予算では、市町村負担金1億4,052万4千円などを見込み、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,052万7千円といたしたいものであります。

次に、議案第2号 平成29年度後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、後期高齢者医療制度を運営するにあたり、広域連合が行う後期高齢者医療事業に要する経費を計上いたしております。歳出予算では、被保険者の療養給付費として1,510億7,580万5千円、高額療養費12億2,872万3千円、葬祭費3億1,752万円、健康診査費5億3,629万8千円などを見込んでいるものであります。一方、その財源となります歳入予算では、医療費の国庫負担金として374億110万4千円、県負担金128億5,438万6千円、市町村負担金257億2,195万8千円、支払基金交付金623億3,441万8千円を見込むなど、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,549億1,075万7千円といたしたいものであります。

次に、議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療制度導入時における激変緩和措置として実施してきた保険料軽減特例について、制度の持続性を高める観点から、平成29年度より段階的に見直しを開始さ

れることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 富山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件につきましては、平成24年4月に策定した第2次広域計画が、平成28年度末で計画期間が満了するため、第3次広域計画を策定するものであります。

次に、議案第5号 平成28年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ、104万2千円を減じて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億4,103万4千円といたしたい内容であります。歳出につきまして、増減いたします主なものとして、事務局職員人件費104万2千円の減額を見込んでいるものであります。一方、歳入につきまして、減額いたしますのは、市町村負担金104万2千円を見込んでいるものであります。

次に、議案第6号 平成28年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ、37億8,859万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,490億9,451万4千円といたしたい内容であります。歳出につきまして、増減いたします主なものとして、保険給付費37億2,092万5千円の増額、保健事業費2,610万1千円の減額、国及び市町村への返還金8,357万5千円の増額などを見込んでいるものであります。一方、歳入につきまして、増減いたします主なものとして、国庫支出金19億6,931万円の増額、県支出1億4,515万円の増額、市町村支出金1億5,123万3千円の増額、基金繰入金15億1,118万1千円の増額などを見込んでいるものであります。また、債務負担行為につきましては、「後期高齢者医療広域連合システム等管理運営業務」ほか4件について設定したいものであります。

以上、提案いたしました諸案件についての説明といたします。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（堀内 康男君）

高橋広域連合長の提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までに対する質疑、および、後期高齢者医療行政一般に対する質問を行います。

○ 議長（堀内 康男君）

質問通告を受けておりますので、これを許可します。

○ 議長（堀内 康男君）

5番 吉田 修君。

（5番議員 吉田 修君 登壇）

○ 5番議員（吉田 修君）

富山市議会より選出されました吉田 修でございます。議案に対する質疑を行いたいと思います。議案第2号 平成29年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について、質問をいたします。私は、はじめに、この後期高齢者医療制度、2008年4月に発足した訳ですが、当時は、市民運動の立場から、この制度の内容、そして有り様について深く研究し、また、基本的には反対という立場から、大きな運動を起こしていった中心の一人でございます。第1回のこの広域連合議会にも、私は傍聴いたしまして、質疑が交わされたことを目で見参りました。その後、丸9年経って、平成29年度は10年目の節目を迎えるわけでありまして。先ほど、全員協議会で、広域連合議会の有り様について問題提起をしたのも、そういう節目にあるこの年に、この制度のことについて、しっかり考えてみる時期に来ているのではないのでしょうか。そういう点では、先ほど提案がありましたとおり、9年間の特例措置が、保険料特例の軽減措置が廃止され、段階的ではありますが変わってきます。後期高齢者の負担増を求めるといことが、いよいよ始まる訳であります。同時に、先程、連合長が言われましたように、いわゆる団塊の世代、私は昭和25年生まれでありますから、が、全て後期高齢者になるのが2025年、8年後であります。この8年後に向けても、制度の有り様を必然的に考えていかねばならない節目になっていると思います。そこで、今年度から軽減特例が廃止を段階的にされるという説明がございました。低所得者の保険料が引き上げられますが、全国では約300万人が引き上げられる、平成31年度、完全に軽減特例がなくなると、約900万人が保険料が上がる、3倍から5倍ということになる訳であります。今年度では約201億円、全国的には、それによって国庫の負担が減ると、とりもなおさず、それは年金生活者の負担が増えるということでもありますから、年金が年々減っていく中で大きな影響を受けるのではないかという風に思っております。この件については全国の広域連合協議会が、過去3回にわたって、軽減の継続、あるいは、激変緩和を要望されております。2015年の6月、11月、そして昨年6月、もちろん富山県の広域連合もそれに入っているわけでありまして、そういう点では、私は、見直し反対の立場を鮮明にして、議案第2号については賛成することができません。そこで質問ですが、1つめは、県内で、軽減特例の見直しで影響がある、保険料が引き上がる人数はどれくらいなのか、1人当たり、月額どれくらい引き上がるのか、ということを示していただきたい。2つ目は、ほとんどの方、対象となる方は保険料が上がるということをお覚されていない、これは4月からですから、もうすぐ始まる訳です。丁寧な周知をすることをお願いしたい訳ですが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。以上、議案に対する質疑を終わります。

次に、議案に関わらない一般質問を1点お伺いいたします。保険料の滞納者への対応についてであります。平成27年度の被保険者数は167,939人。うち、保険料の滞

納被保険者数は1,065人、そのうち富山市は497人であると聞いております。この滞納者というのはいわゆる月額年金が15,000円以下、超低所得者の方々であります。それ以上の被保険者は年金から天引きされているわけでありますから、滞納は基本的にはないのではないかと思います。この1,065人の中には無年金、もしくは低額年金者の被保険者と思われま。富山県ではいわゆる保険証の取り上げといわれる、資格証明書の発行は、全県でゼロであります。全国的には資格証明書をだしているところもあるわけでありま。富山県がゼロであるということは大変評価できますが、短期保険証は全県で43件発行をされております。短期保険証を発行しているのは8市町、発行ゼロは7市町村であります。そのうち舟橋村は滞納者もゼロということになっております。私が所属しております、富山市では発行していないということを担当課から伺っております。保険料の徴収と滞納者への対応は基本的に市町村の業務であるということは承知しておりますし、各市町村の担当課の努力には大変敬意を表する訳であります。

そこで質問であります。第1点は、滞納者への対応について、広域連合として数字だけでなく、対応状況の実態について把握されているのか、それとも市町村任せになっているのかがまず1点であります。2つ目は、実態について把握されているのであれば、滞納被保険者の滞納理由等の実態、市町村の取り組み内容についてお聞きしたいと思ひます。3つめは、「把握していない」、「市町村の業務である」というのであれば、今後、広域連合として、把握する必要があるのではないかと、これは提案であります。4つ目、私は、75歳以上の被保険者は、り患率が相当高く、滞納者に対して接触を強め、生活困窮の場合は、他部署、関係機関と連携し、生活保護を含め、福祉施策の活用等の援助にこそ力点を置くべきではないかと考えるわけですがいかがでしょうか。そこで2つのことを提案したいと思ひます。1つ目は、広域連合として資格証明書は発行しない、原則、短期保険証も発行しないことを申し合わせるべきではないか。2つ目は、今後、独居、高齢者世帯が一層増加することは明らかであります。県や市町村の担当部署とも連携をしながら、例えば、やっておられれば、やっているとおっしゃっていただひて良いのですが、担当部署との会議を年に何回かは開催するなど、実態と取り組みについて情報交換や学び合うような機会を設けたらどうかということ強く念願しております。あわせて、これは質問事項にはありませんでしたが、全国協議会の情報なども、ぜひ、この議会でもご報告いただけたらということ願っております。質問は以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（堀内 康男君）

只今の質疑・質問に対する当局の答弁を求めま。

事務局長、柴田 和宏君。

(事務局長 柴田 和宏君 登壇)

○ 事務局長 (柴田 和宏君)

5番 吉田議員から、議案の質疑で2項目、それから、一般質問の方で5問ですが、順次お答えして参りたいと思います。最初に、議案第2号に関しまして、保険料の軽減特例の見直しに関しまして、県内で影響のある人数と金額についてのお尋ねであります。今回の見直しで影響を受ける被保険者数は、低所得者の所得割で約21,500人、元被扶養者の均等割で約18,500人と見込んでおります。また、被保険者の保険料額への影響については、前年度と比較すると、低所得者の所得割に関するものでは年間で最大15,000円増加するものと見込んでおります。また、元被扶養者の均等割では、年間で最大8,800円増加すると見込んでいます。

続きまして、議案質疑の2項目でございます。対象となります被保険者に対して丁寧な周知に努めるべきではとのお尋ねでございます。平成29年4月以降、厚生労働省から各広域連合に対し、保険料軽減特例の見直しについてのポスターや、リーフレットが送付されると伺っております。当広域連合には、このうちポスター50部、リーフレットが500部送付される予定でございます。これらを受けて、当広域連合のホームページなどでお知らせするほか、県内15市町村の広報誌にも掲載をお願いする予定でございます。さらには、6月下旬から7月にかけて、リーフレットを被保険者全員のみなさんに個別送付する予定としております。これらの広報活動を通じまして、制度の見直しについて積極的かつ丁寧な周知に努めて参りたいというふうに考えております。

続いて、一般質問として、保険料を滞納している方への対応の関係でございます。1点目でございます。滞納者への対応について、広域連合として数字だけでなく、対応状況の実態について把握されているのか、あるいは市町村任せになっているのかという、お尋ねでございます。「高齢者の医療の確保に関する法律」の第104条第1項において、保険料の徴収事務は市町村が行うと定められております。広域連合としても市町村での対応状況について把握することは必要なことであると考えており、このことから、毎年、全市町村の対応状況について照会をかけるなどして、把握に努めているところでございます。平成28年度は、7月及び11月に照会をかけたところであり、今後も適切な対応状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、実態について把握しているのであれば、滞納被保険者の理由等の実態、それから、市町村の取り組み内容について、お尋ねがございました。現在のところ、滞納被保険者の個々の滞納理由については当広域連合では把握しておりません。ただし、今ほど申し上げたように、市町村の対応状況や、取り組み内容に関しましては毎年2回、照会をかけて把握に努めているところでございます。市町村での主な取り組みといたしましては、滞納被保険者に対する催告の発送や夜間休日の電話催告、ある

いは、臨戸訪問や夜間休日相談窓口の設置などに加えまして、必要に応じて短期被保険者証の発行、あるいは、納付計画の作成、滞納処分などが行われていることを承っております。

続きまして、把握していないのであれば、今後、広域連合として把握する必要があるのではないか、というお尋ねでございます。吉田議員さんも十分にご存じのところではございましょうが、徴収に関する事務は、法律で市町村の事務と定められているわけでございます。個人情報等の問題もございまして。広域連合としては、滞納者数や金額の集計等、必要最小限の把握にとどめ、個別・具体的内容等については、市町村限りとするのが望ましいと考えているわけでございます。

それから、滞納者に対して接触を強め、生活困窮の場合は、関係機関と連携し、生活保護を含めた福祉施策の活用等の援助に力点を置くため、広域連合として、資格証明書は発行せずに、また、原則、短期保険証も発行しないことを申しあわせるべきではないかというお尋ねでございます。後期高齢者医療制度において、現在、富山県を含め、全国で資格証明書の交付実績はございません。これは国の通知によるものでございます。今後も交付については、国の見解にもとづき対応して参りたいというふうに考えております。吉田議員には、滞納者に対する短期被保険者証の…、失礼しました、被保険者証の未交付により、継続的に医療にかかれなくなる事態を懸念されておられるのだらうと思います。短期被保険者証については、有効期限内であれば通常の被保険者証と同じく医療機関を受診することが可能でありますことから、短期被保険者証の交付により医療を受ける機会が奪われることは無いというふうに認識しております。そもそも、短期被保険者証の交付自体が目的ではございません、あくまでも滞納者と接触する機会を増やし、納付に関する相談につなげることが目的の一つであろうかと思っております。このことから、短期被保険者証の交付と納付相談については、福祉部門等他の部署との連携が必要となることから、各市町村の窓口での対応というふうになっております。資格証明書と短期被保険者証の運用については、後期高齢者医療制度の発足当初、統一的な運用基準が国から示されましたことから、それにもとづいて要綱等を制定して、市町村にお示ししたところでございます。その一方では、その運用については、機械的にならないよう適切に行う必要がありますことから、各市町村において被保険者個々の事情を十分に把握して、きめ細やかな対応がなされているものと考えております。広域連合といたしましては、短期被保険者証の発行につきましては、各市町村の判断を尊重しておりますことから、引き続き、同様の対応を続けて参りたいと考えております。

最後に、県内市町村の担当部署との会議を年1回は開催するなど、実態と取り組みについて情報交換する場を持つてはどうかというお尋ねでございます。毎年、県内市町村の後期高齢者医療担当課を対象といたしまして、担当課長会議を年3回、事務担当者会議を年2回開催しているところでありますが、その内容は、予算に関するこ

とから事務の手順に至るまで多岐にわたっておりまして、忌憚のない意見を交換する場となっております。必要に応じて臨時会議を開催するなど、今後もより一層、市町村との連絡を密にしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（堀内 康男君）
再質問はよろしいですか。

(なし)

それでは、他に質問の通告をうけておりませんので、これで質疑を終わります。

- 議長（堀内 康男君）
次に、討論に入ります。

- 議長（堀内 康男君）
通告がございませんので、討論を終わります。

- 議長（堀内 康男君）
これより、議案第1号から議案第6号までを採決いたします。
まず、議案第1号について採決いたします。
お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり可決することに、賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員の起立)

- 議長（堀内 康男君）
起立全員であります。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長（堀内 康男君）
次に、議案第2号および議案第3号を一括して採決いたします。
お諮りいたします。議案第2号および議案第3号は原案のとおり可決することに、賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員の起立)

○ 議長（堀内 康男君）

起立多数であります。

よって、議案第2号および議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長（堀内 康男君）

次に、議案第4号から議案第6号までを、一括して採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第6号までは、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————◇ ◇ ◇—————
議案第7号

○ 議長（堀内 康男君）

次に、日程第6 議案第7号を議題といたします。

—————◇ ◇ ◇—————
提案理由の説明・質疑ほか

○ 議長（堀内 康男君）

広域連合長高橋正樹君より、提案理由の説明を求めます。

（広域連合長 高橋 正樹君 登壇）

○ 広域連合長（高橋 正樹君）

提出いたしました議案について、その概要を申し上げます。

議案第7号は、監査委員の選任に関し同意を求める件であります。当広域連合設立当初から、監査委員をつとめておりました中田 稔夫氏より、一身上の都合により辞表が提出されたことから、これを認め、新たな監査委員として、射水市南太閤山在住の高長 清則氏を選任いたしたいものであります。

何とぞ、よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（堀内 康男君）

ただいま、議題となっております議案第7号につきましては、人事案件でございますので、ただちに、採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

議案第7号 富山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める件、高長 清則君に係るものであります。

本案件につきましては、同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号はこれに同意することに決定いたしました。

（高長 清則君、仮座席にて起立し、議員席に向けて一礼。その後、代表監査委員席へ移動、議長に一礼後、着席。）

—◇ ◇ ◇—
広域連合長あいさつ

○ 議長（堀内 康男君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、高橋広域連合長よりごあいさつがあります。

（広域連合長 高橋 正樹君 登壇）

○ 広域連合長（高橋 正樹君）

2月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、提出いたしました案件につきまして、慎重にご審議をいただき、それぞれ議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

引き続き、後期高齢者医療制度が安定的かつ円滑に運営できるよう、誠心誠意取り組んでまいりますので、今後とも、議員各位には一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

本日は、ありがとうございました。

—◇ ◇ ◇—
閉 会

○ 議長（堀内 康男君）

これをもちまして、今定例会を閉会いたしたいと思っております。
これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 議長（堀内 康男君）

ご異議なしと認めます。

よって、平成 29 年 2 月 富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前 11 時 30 分 閉会